

第4回 太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和2年10月6日（火）14：00～15：30

場 所：万葉ホール

参加者：土屋会長

井上副会長

斧田委員

関戸委員

藤田委員

奥田委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

（欠席：上籾委員）

事務局：太子町総務部住民人権課

小角部長

吉田課長

筒井課長補佐

岡田主事

※傍聴者1人

会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）団体ヒアリングを通して見えてきた課題について

（2）第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）について

・太子町の人権行政の考え方

・基本理念と基本方針

（3）その他

3 閉 会

1 開 会

【進行役：吉田課長】

2 議 事

【土屋会長】

前回、第3回目の審議会では、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの骨子案について、審議を行いました。

今回は、それを踏まえた、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの素案について、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目、団体ヒアリングを通して見えてきた課題について、事務局より説明をお願いします。

(1) 団体ヒアリングを通して見えてきた課題について

・事務局より説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、団体ヒアリングを通して見えてきた課題について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【宮前委員】

先だって送っていただきました、団体ヒアリング実施報告書の詳細に書かれていることでお教え願いたいのですが、こちらの身体障害者福祉協議会とか、太子町手をつなぐ親の会の部分に関わってです。

ここに関係されている方、障がいのある方だと思うんですけど、太子町の中で自立生活率というか、どこで生活をされているのか。家でされているのか、施設でされているのか、分かればお教え願いたい。というのも、社会福祉協議会のヒアリング内容のところで、閉鎖的な部分があって、障がいのある方のグループホームが町内に3か所あるけれど、それを排除しようとしているということがありました。

障がいの理解、自立支援や自己実現の支援にもなるんですけど、学校でもそうだと思いますが、学校の中でインクルーシブ教育がどれくらい行われていて、それが学校を離れて大人になっていった時にどれくらい地域の中で暮らしていけるのか、そこにはどれくらいの排除があるのか、ないのか。そのあたりで見えてきたものがあれば、お教え願いたいと思い

ます。

【事務局】

今手元には自立生活率の資料関係がありませんので、改めて調べましてご報告させていただきたいと思います。

【藤田委員】

私も報告書を見させてもらって、私の感覚でびっくりしたのは、いわゆる地域のつながりという点で考えますと、町会の加入率の問題が深刻だと思います。太子町の町会加入率が50%を切っているという状況は間違いないか、それについて町としてはどうお考えなのかというのが1点です。

もう1点は、色々な団体の中によく出てくるのが8050問題ですが、太子町の高齢化問題について、どのような形で町として取り組もうとされているのか、この2点についてお聞きしたいと思います。

【事務局】

まず町会の加入率ですが、50%を切っているのは間違いないです。※直近の公表している数値は平成31年4月1日現在で52.3%です。発言を訂正してお詫びいたします。総合計画でも、平成27年4月1日現在で56.5%だったんですが、令和2年度で60%をめざしています。しかしそこまでできていない現状があります。正確な数字は改めて報告したいと思います。

8050問題ですが、こちらは役場でいうと高齢介護課が担当になります。そこでも把握することができない状況です。社会福祉協議会と高齢介護課の地域包括支援センターの保健師と一緒にそういったところのアウトリーチをかけていく、実際、相談に来ている人は把握しているんですが、いかにそういった家庭に支援をしていくかというところは、現在やっていっているところです。

斧田委員にそのあたりで知っていることがあれば、もう少し言っていただけるとありがたいです。

【斧田委員】

まず町会の加入率の件からお話させていただきます。太子町はもともと町会の加入率が良かったわけではないんです。昔からある町会については、ほとんどの人が加入しているというのがあったんですけど、アパートやマンション関係の方については、ほとんど町会へは加入されていないのが実態だと思います。

全体から見た場合、ハイツやアパートに住んでおられる方は、昔の考え方言えば、ある一定の年齢が過ぎれば一戸建てを買って出ていかれる方々が住まわれる場所だということ

もあったんだと思います。だんだん時代が変わってきてそういうこともなく、最終まで住まわれるという状態がある中で、太子町もその例にもれず高齢化社会がどんどん深刻化しています。

高齢化が進んでいくと何が起きるかという、町会に入っている自分たちの役割が果たせないから、町会を抜きたいという形で脱会される方が出てきています。そういう形を何とか食い止めないといけないということで、それぞれの町会で町会費が負担であれば、ある一定の年齢を超えたら頭打ちにするとかなしにするとか、役があたっても免除するといった取り組みはあるんですが、なかなか改善まではいってないというのが実態です。

新しい住宅ができた時に、声をかけに行きたくてもその術がないという町会からの意見があったので、住民人権課では転入してきた人に町会に入りませんかというチラシを入れてもらっていたと思います。そういう中で、それぞれの町会の方が引っ越してこられたところをめざして、うまく働いていただければいけるんですけど、新築の場合は分かりやすいですが、それ以外はなかなかわからないのが実態で、非常に厳しい。太子町の抱えている町会への加入率が 50% というのが、歴史的なこともみれば、そういったこともあったんじゃないかなと思います。

8050 問題ですが、これについても実態はなかなかわからない。高齢者の親がなかなか自立できない自分の子どもを、これからどうしたらいいかという相談を持ち掛けられるところについてはわかるんですが、できるだけそういうことは伏せておきたいというのが保護者としてというか、80 歳、90 歳になってもあくまでも親である部分があります。自分のしんどさをさらけ出してくれたらいいんですが、自分の中で抑えられているものが、本当に行き詰まらなさと表に出てきにくい問題だと思います。それは他の地域だけではなく太子町も変わりません。

先ほどの町会の問題にしても、8050 問題についても、これから太子町が本当に住みよい町として取り組んでいく時には絶対避けてはいけない問題だと思っています。素早い特効薬的なものはない、みんなで地道に考えながらやっていかないと解決しないんじゃないかなと思っています。

【藤田委員】

見えてきた課題の報告書の中で、言葉としてはっきりと差別認識の言葉が出てくるのは、太子町手をつなぐ親の会の言葉です。ここを見ますと、障がい者問題で学校に通っている子どもに対して、親から「ばれないようにしなさい」とか、支援学級についての色んな意見が出てきます。こういう具体的な例は親の会が一番分かりやすく出てきているわけですが、こういう実態について深く取り組まれたことはあるでしょうか。

【事務局】

これまで住民人権課ではそこまで取り組んだことはありません。ですから今後どうして

いくのかというのは大きな課題となっています。

人権協会でも例えば、人権協会自身のあり方を考えていきたい、人権協会で何ができるか考えていきたい、学校でいじめ問題が起こった時に人権協会の役割を考えていきたい、最終的には人権問題に直面した時にみんなで考えること、こういったことが今できていない状況です。そういったところを人権行政基本方針及び推進プランを策定していく中でどのように記載していくか、実際どうやって取り組んでいくかというところが、今回の大きなテーマになるのではないかと考えています。

【藤田委員】

多分この辺りは今回調整中ですけど、小中学校人権教育担当者をつながる中で、学校サイドがどういう捉え方をしているのか注目してみたいと思います。

【事務局】

また報告させていただきます。

【土屋会長】

それでは引き続き、議事の2番目、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの素案について、事務局より説明をお願いします。

(2) 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（素案）について

- ・事務局より内容説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、第2次太子町人権行政基本方針の素案について事務局より説明がありました。その中で太子町の人権行政の考え方、基本理念と基本方針について審議したいと思います。何かご質問やご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【関戸委員】

8ページの第3章の基本方針と基本理念ですが、今回初めて出された内容ですか。これまでもありましたか。

【事務局】

今回、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランを策定するにあたって、基本方針と基本理念は初めて出すものになります。太子町としての人権行政の考え方も、今回が初めて

出すものになります。

これまで太子町ではこういった基本方針、基本理念がなかったので、今回これを柱として、人権行政基本方針で太子町の人権行政の方向性を明らかにして、次にどうやって具体的に取り組んでいくか、人権行政推進プランに進めていきたいと思っています。

この人権行政基本方針を決めるまでに、現状と課題はもちろんあります。現状と課題をふまえて、基本理念と基本方針、さらに細かいところの取り組みは、人権行政推進プランで改めて考えていきたいと思っています。

【関戸委員】

内容がすっきりと分かりやすいので、学校教育で取り入れていったりはしないのかなと思ったので聞いてみました。

【事務局】

1 ページの人権行政基本方針・推進プランの位置づけのところになりますが、太子町の最上位計画は総合計画になります。その中でも人権行政基本方針は、総合計画とサンドイッチするような、太子町の行政計画のあり方を支えるような形でまず基本方針を決めます。もちろんこの基本方針はすべての計画に関わってきますので、人権教育の基本方針を定めるにあたって、この人権行政基本方針が一番の大元になります。

続いて学校教育計画の中にも人権行政基本方針と推進プランが太子町の基の考え方となるので、これを受けて改めて教育委員会で考えていくということになります。

【関戸会長】

内容がすごく分かりやすいですし、子どもたちも中学生くらいなら十分理解できる内容だと思いましたので、勝手なイメージとして、こういうことを授業の中で、校長先生や町長といった、子どもたちがはっとするような人に教育してもらえたら、子どもたちへの啓発を考えるといいのではないかなと思いました。

【谷口委員】

7 ページの課題の女性の人権の部分ですが、性暴力被害者の人権回復という項目を入れていただくことはできないでしょうか。そういう被害に遭われてる人はたくさんいらっしゃるけれども表に立てないということで、性暴力被害に遭われた女性の人権というものも課題のひとつに入れていただけたらと思ったんです。

【事務局】

個別課題を箇条書きで書いていっているところですが、最終的に推進プランを策定するにあたっては、もっと充実させた内容にしようと思っています。今全部書き切れていないの

が現状ですので、これからも修正して加えていきます。どんどんご意見をいただけたらと思います。

【土屋会長】

お気づきになった点はどんどんご意見をいただければと思います。こちらの審議会はそれぞれの立場の専門家に集まっていますが、専門家ですと専門用語をそのまま読み飛ばしてしまって、中学生からしてみたら、「この用語は一体何」といったことがございますので、例えば言葉遣いとかそういったこともあれば、ぜひこの場でご意見をいただければと思います。

【宮前委員】

1 ページの「④人権をめぐる動向」の「世界的な人権の動向」のところで、具体的な条例が書かれていますが、この中で人権課題との整合性を合わせると、女性差別撤廃条約と人種差別撤廃条約の言及もあった方が、女性の人権課題、外国人の人権課題がありますので、先ほどの性暴力についても、そこでかなり言われているところもありますので、入れられた方がいいのではないかというご提案です。

「大阪府の人権の動向」のところで、これも文章にされる時に、何年に何があってと書かれていきますよね。その時に「大阪府人権尊重の社会づくり条例（1998 年）」、これは 2019 年に改定をされています。大阪府の責務しかなかったのですが、2019 年の改定のところで、府の責務に加えて府民の事業者の責務ということも加えられていますので、ここでありました事業所の人権に関する取り組みの責務ともつながると思いますので、加えられた方がいいかと思いました。

言葉で「理解を求めることが必要だ」とか「知識が必要だ」といった言葉遣いが出てきます。「知識」「理解」「価値観」という言葉が細かく読んでいくと出てきます。これは何かルールというか、ほとんどは「理解」が多いんですが、「知識」という言葉も出てきて、時々腑に落ちないところがあります。この辺りのルールみたいなものがあれば教えていただけたらと思いました。

例えば、以前いただいた資料の子どもの人権のところで、「いじめそのものが人権侵害であることの知識が求められる」と書いてあります。「知識」なのか「理解」なのか「価値観」なのか、腑に落ちないものがあります。

同和問題でも同じようなところがあります。同和問題というのは知識を教えるのか、差別はいけないという感覚的というか、理解を求めるのかというのは、細かいことではありますが、住民の意識のところで書いたことがそのまま計画の文言にも影響しますし、知識を得るということと、理解を求めるということは、読んだときの感覚が多分違ってくると思います。そのあたりをもう少し細かく精査されていった方がいいのではないかと思いました。

【事務局】

言葉遣い、言葉の定義は非常に大事だと思います。総合計画を策定した時にも、「推進」か「促進」かとか、計画の中でバラバラになってはいけないので、今いただいた意見は改めまして全部見直して、「理解」「知識」そういった言葉の仕分けをもう一度見直します。

【土屋会長】

他何かお気づきになった点はございませんか。

【関戸委員】

前にもらった資料の課題、「人権課題で特に取り組みたい課題」とありますが、どのように取り組んだらいいのか分からない、同和問題にしても地域性が大きいと思います。知識や理解といっても、そういう実態のないところの差もありますし、外国人の問題にしても日本は島国で非常に閉鎖的という地域性もありますし、さっきおっしゃっていたように、知識、認識、理解とか、どうやってこれを町民に伝えていけるのか、理解してもらえるのか、障がい一つとっても正しい認識がこちらにもありませんし、一般の方にも知識がほしいとか、認識してほしいとか、理解してほしいとか、それだけではすませにくいのではないかなと思いました。

【事務局】

言葉に関しては、辞書を開けば色々書いているということもありますが、審議会の中で今回策定するにあたって、理解、知識、認識という言葉が出てきていますが、委員のみなさん個人個人が持っておられる意見があれば、一定議論していただければ助かります。

【土屋会長】

いかがでしょうか。いわゆる知識、理解という言葉の使い分けについて、確かに辞書を調べればその言葉は書いてありますが、こういうトピックに沿った形での知識や理解というのはどういうことが考えられるのか、こういうことは感覚だと思いますので、ご自身の実感に基づいてこう思うということをおっしゃっていただいた方が実態に即した議論ができるかと思いますので、知識、理解についてのお考えがあれば、ご意見を伺わせていただければと思います。

【宮前委員】

子どもの人権のところで、いじめそのものが人権侵害であることの知識が求められるところ、最初に違和感を感じたのは、いじめがダメだということは多分みんな知っている。でもなくならないし、どちらかというと、いじめられる側にも問題があるみたいな意識があるんじゃないかと思います。それがダメなんだ、侵害なんだ、権利を奪っているんだ

ということ、ここは理解をするという感覚でいます。

同和問題のところも歴史的な差別であるという知識を理解しても、結婚となると「いや、やっぱり」というのがどちらかというときが多い。知識はわかってても腹のところからの理解はしていないというような感覚で読みました。

人権教育の分野で言いますと、知識・態度・技能というように分けたりもすると思います。外に対する知識を得て、そこに向っていく態度を育てて、育てた態度を使っていける技能、だいたいそんな3分野で整理をしたりするかと思います。

【土屋会長】

それぞれの活動分野での体験で考えていることを教えていただければ、どんなことでも構いません。

【藤田委員】

今おっしゃられた通りです。知識はダメなことは分かっている、分かっていることを次にどういう行動にするのか、どういうふうに動けるのかという時に、戸惑いや踏み切れない実情、周りを意識したりする、そこを乗り越えていくことができるかが次の理解につながっていくと私も思います。

【土屋会長】

私も大学教員の立場から申し上げますと、学生相手に授業をしていますと、知識を伝えるんだけど、はたしてそれが学生の理解に結びついているのかというのは、しょっちゅう教員の間でも話題になっていて、一方的な授業になっていないかどうか、最近アクティブラーニングとか参加型授業とかそういう言葉が出てきて、大学でも知識を伝えて、それを理解にどう結び付けるのかということは、実は頭の痛い切実な問題で、現場の間でも議論をされていることです。

こういったトピックは、今後具体的に推進プランを進めていく上で、「取り組む」といった時に、その取り組みって具体的にどうするのかといったことなど、その場その場で委員の皆さまのご意見などをいただきながら、考えていけたらと思っております。

他の委員の皆さま、いかがでしょうか。

【藤田委員】

8ページの「(1) 太子町の人権行政の考え方」の文章を見ていて思ったんですが、2行目の「医療・福祉・健康」「安心・安全・都市基盤・環境」「産業・雇用・観光」「人権・教育・文化」とつながっています。このところだけに人権という言葉がぽんと入ってるんです。最後に「自治体行政は人権行政であると言えます。」と書いています。

何でここに人権という言葉だけがぽんと入っているのかなと思うんですけど、私はこれ

を抜いてしまって「教育・文化」にしておいて、「住民生活の様々な分野で」、これはすべてが人権を基盤として、「住民の幸福追求に関わっている」のではないかなと思うんです。

だからまとめて人権の基盤として住民の幸福追求に関わっているとした方が分かりやすいのではないかなという感じがしたので、検討していただければと思います。

【事務局】

今、ここに出てきている単語は、総合計画の分野から取ったもので、そのまま記載しています。

自治体行政は人権行政であると大きいことを言うにもかかわらず、細分化した中で人権という言葉はふさわしくないと思いますので、「教育・文化」という形に改めさせていただいても、人権行政の考え方としては間違いではないと考えます。

【土屋会長】

先ほどご提案いただきました、こちらの項目「人権・教育・文化」とある中から、「人権」を抜いて「教育・文化」とした上で、「自治体行政は人権行政と言えます。」という文言に修正するということで、他にご意見ございませんでしょうか。

【事務局】

総合計画なんですが、現在後期基本計画を策定しているところで、これは前期基本計画から取った言葉になっています。

太子町では総合計画が一番の上位計画なので、総合計画を策定する後期基本計画の中の政策分野での単語を改めてこちらに入れていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

【藤田委員】

思い付きで言っていますので、そこはお任せしたいと思います。

【土屋会長】

先ほど事務局から提案のあったように、文言を整理していただくということでよろしいでしょうか。

他、基本方針素案について、何かお気づきの点などございませんでしょうか。

【谷口委員】

自治体行政の人権行政が、太子町の総合計画の根底にあるっていうふうに図では出てきますよね、人権行政基本方針・推進プランの位置づけとして。そうなったときに太子町総合計画っていうのは、いったんこの人権行政基本方針・推進プランが出た時点でもう一度練り直しがあるんですか。

それとも、これとの関係性ですね、各課が出している行政プランと、根底にある人権の基本方針とか、私は子ども・子育て支援計画に関わっているんですけど、そちらは3年計画ができあがってしまってるんです。今後このプランがどういうふうな形で反映していくのかなと思ったんですが、総合計画の中の各計画の中で、この基本方針がどのように反映されているのかなと思ったんですが。

【事務局】

1 ページをまた見ていただきたいんですが、一番左側に子ども・子育て支援事業計画がありますが、これ以外にも男女共同参画推進計画であれば、これは今年度からの10年計画で第2次が動き出したところです。ですから基本方針・推進プランの方が後になりますし、総合計画の中でも後期基本計画も、この基本方針と推進プランと同様に来年度からのスタートになります。

できあがっている計画に上書きはできません。その計画の改定もしくは変更される時に、こういったところの文言の整合性を図ります。ただ行政は単年度で事業を実施していますので、もちろんこの基本方針・推進プランが策定されれば、来年4月1日からのところには、まずこちらの基本方針が反映されます。反映された上での単年度の事業実施となっていきます。

【土屋会長】

他にございませんでしょうか。

では、議論いただいてありがとうございます。ご指摘・ご意見いただきましたことを反映しつつ進めていただいて、太子町の人権行政の考え方、基本理念、基本方針について承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、太子町の人権行政の考え方、基本理念と基本方針について承認ということにさせていただきます。

それでは、議事の3番目、その他ということで、事務局から何かありますか。

(3) その他

【事務局】

はい。基本的にはこの人権行政の考え方、基本理念と基本方針で進めていきたいと思えます。先ほども申し上げた通り、人権行政基本方針素案の課題のところは、追加や修正を行っていきますので、できましたら委員の皆さまからも随時ご意見がいただけたらと思います。

のでよろしくお願いいたします。

【土屋会長】

委員の皆さまから他にご意見ございませんでしょうか。貴重なご意見をありがとうございました。

本日4回目の審議会はこれで議事を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会

※印は、議事録で加筆したものです。